

島原地域広域市町村圏組合消防職員の隔日勤務者の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

昭和47年9月7日消本訓令第2号

改正 昭和58年3月26日消本訓令第1号 平成5年9月21日消本訓令第1号

平成12年3月31日消本訓令第1号 平成19年3月27日規則第1号

平成22年3月30日規則第4号

(目的)

第1条 この規程は、島原地域広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。以下「条例」という。)の規定に基づき、消防職員のうち隔日勤務に服する者(以下「隔勤者」という。)の勤務時間、休日及び休暇について必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間)

第2条 隔勤者の勤務時間は、午前8時30分から翌日の午前8時30分まで(以下「1当務」という。)とし、引き続き翌日の午前8時30分までを非番とする。

2 1当務は、昼間勤務(午前8時30分から午後5時15分まで)及び夜間勤務(午後5時15分から翌日の午前8時30分まで)に区分する。

3 隔勤者の1週間当たりの勤務時間は、38時間45分とする。

(勤務を要しない日)

第3条 隔勤者の勤務を要しない日は、8週間を通じて16日とし、その割振りは、所属長が定める。

(休憩時間)

第4条 隔勤者の休憩時間は、昼間勤務のうち1時間、夜間勤務のうち7時間30分とし、その割振りは、勤務配置に応じて所属長が定める。

2 前項の休憩時間であつても上司の許可なくして、みだりに勤務場所を離れてはならない。

(年次有給休暇の取扱い)

第5条 隔勤者の年次有給休暇(以下「休暇」という。)の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 1日休暇の場合

ア 1当務の昼間勤務に勤務しなかつたときは、その日を休暇とする。

イ 1当務の夜間勤務に勤務しないで翌日の非番該当日に勤務しなかつたときは、その1当務の非番該当日を休暇とする。ただし、非番該当日の昼間に所要時間を勤務したときはこの限りでない。

(2) 半日休暇の場合

ア 1 当務の昼間勤務のうち午前及び午後のいずれかに勤務しなかつたときは、その日を休暇とする。

イ 1 当務の夜間勤務のうち午前及び午後のいずれかに勤務しなかつたときは、その1 当務の非番該当日を休暇とする。

(休日の勤務)

第6条 隔勤者は、条例第9条に規定する休日該当日であつても、その日が1 当務に該当するときは勤務しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 (昭和58年3月26日消本訓令第1号)

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月21日消本訓令第1号)

この規程は、平成5年12月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日消本訓令第1号)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。